

Vol.38 2025 年 3 月 発行

NPO 法人 CAP 広島だより



発行：特定非営利活動法人CAP広島 〒738-0011 廿日市市駅前 1-3 号

TEL・FAX 0829-20-5114

e-mail cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp

HP <https://caphiroshima.org>

<目次>

☆ 公開講座報告「ヤングケアラーってしていますか？」(講演会チーム)	1 頁
☆ 子どもの「権利」あれこれ(連載第4回)(横藤田 誠)	3 頁
☆ ワークショップ参加の子どもたち・おとなの声	9 頁
☆ 会員からコンニチハ(中林 仁恵)	11 頁
☆ ほっと一息のコーナー(沖野 智子)	12 頁
☆ 実績&事務所だより	13 頁



学びを深めた 公開講座 ヤングケアラーって知っていますか？ ～子どもの権利から考える～

報告 講演会チーム



横藤田誠さん

2025年2月2日に広島市西区地域福祉センターにて
公開講座：ヤングケアラーのこと…子どもからの SOS を
開催いたしました。当日の受講者は CAP 会員17名、会
員外22名、計39名でした。

まず初めに、参加者の皆様へ『当法人の活動“CAP”
について』をご紹介した後、講演に移りました。講師とし
て広島大学名誉教授の横藤田誠さんをお招きしました。

久しぶりの公開講座でしたが、講演会チームを6月に立ち上げ、勉強会を2回、打ち合わせを3回行
い、しっかり準備を行って当日を迎えました。

講師である横藤田さんは、外部理事として当法人に日頃よりご支援ご協力を頂いており、会報にお
いても“子どもの権利”シリーズとして寄稿していただいています。さらに、講演会チームのメンバーとし
てもご尽力を頂きました。本当にありがとうございました。

講演の始めに、横藤田さんの自己紹介、ご自身の子ども時代の話にも触れられたので、横藤田さん
の人柄が参加者の皆様の心をつかんでのスタートとなりました。

内容は、ヤングケアラーについての概念や、政府が初めて行った全国調査から考えられること、子ど
もの権利が社会に浸透しにくく、理解・共感もされ
にくい現状がヤングケアラー問題にあること等々、
とても分かりやすくお話していただきました。

最後に、ヤングケアラーに向けた当事者の若者
からのメッセージを紹介され、CAP へのエールも
いただいたので、講演会チームの私たちは CAP
活動の社会的意義を深く感じ、今後も真摯に活動
していきたいと思いました。



参加者の皆様の感想を抜粋して、ご紹介します。

✿ 権利と義務はセットではないというのが、私も間違った認識だったと反省しています。子どもも大切な一人の“個人”として価値がある大切な存在だということ、それを認められているのが権利だということが分かりました。

★ ヤングケアラーに「気づく」ポイント、日頃から意識していきたいと思いました。

♥ 子どもは「権利」というものがきちんとあることは大前提で考えていたが、それでも発信することが難しいということに改めて気づいた。そのため、大人から声をかけていくこと、大人が守る立場として担っていくことが大切だと理解した。意見表明権について、子どもは 40%※は大切、とあったが、その大切さの中に「大切であってほしい」という願望も含まれているんじゃないかと思った。

※意見表明権…子どもの権利条約12条 約40%の子どもの意見表明権を大切な権利だと思っているという調査結果

♠ 子どもの数が減少する今、子どもの権利を守る必要が必須であると感じた。ヤングケアラーという言葉はよく聞いていたが、今回、法律論を含め、詳細を解説してもらったため、理解が深まった。

✿ ヤングケアラー、テレビなどで聞いてはいたけれど、実際どんなものか分かりませんでした。なので今日話を聞いて良かったです。なぜ子どもたちが声をあげられないのか?と思ってたので、それが分かって良かったです。私も知るということは大事だと思いました。周りの人が言える環境を作れたらいいなと思いました。

★ 「かわいそう」では変わらない。子どもの権利の視点でと言ったところが大切だと感じました。ただ、ヤングケアラーの実状を知ると、そこでの権利のことを伝えることの難しさも感じました。精神疾患を抱える親を持つ子どもにとっては、自分の状況の大変さを自覚できないことも多いと思います。そうした子どもに対して、権利のことを伝える、そうしたことについて考え続けられると思います。

♥ ヤングケアラーの人権の問題はとても密接に関係しているんだなと改めて考えさせられました。ヤングケアラーの子ども自身が育った環境によって認識が変わってしまう難しい問題だなと感じました。沢山の知識を持って広い視野で考える大切さを今回の講義で学ばさせていただきました。

♠ 子どもが毎日楽しく暮らせる社会が大人も子どもも幸せに暮らせる社会だと思います。



次ページに横藤田さんの連載記事を載せています。

横藤田さん略歴

1956 年、広島県福山市生まれ。

生後 7 か月で脊髄性小児麻痺(ポリオ)に。5 歳から肢体不自由児施設・若草園(現東広島市、当時広島市)や養護学校・福山養護学校(現特別支援学校)中等部で過ごす。

広島大学大学院社会科学部法律学専攻博士課程後期単位修得。宇部短期大学、広島国際大学を経て、2006 年から 2022 年 3 月まで広島大学に勤務(大学院人間社会科学部法律学・政治学プログラム教授)。現在、広島大学名誉教授。

子どもの「権利」あれこれ（連載第4回）

横藤田 誠(CAP 広島理事 広島大学名誉教授)

4. 「子どもの権利」概念の展開

前回（連載第3回）、19世紀後半にようやく「子どもの権利」概念が登場したと述べました。でも、それで万事 OK になったわけではありません。そこでは〈子どもの権利＝保護されること〉でした。20世紀半ばになっても同じで、「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負う」と確認した、国際連合「児童の権利に関する宣言」（1959年）では、「児童の権利」と称されていますが、第2条で、「児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない」と定めているように、子どもは「特別の保護が必要である」というスタンスで貫かれていました。

具体的には、

- ・ 姓名・国籍をもつ権利（3条）
- ・ 社会保障を受ける権利、健康に発育・成長する権利（4条）
- ・ 障害のある児童に必要とされる特別の治療・教育・保護が与えられる（5条）
- ・ 両親の愛護と責任のもとで、愛情と道徳的・物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない（6条）
- ・ 教育を受ける権利（7条）
- ・ 放任・虐待・搾取から保護される、健康・教育に有害な職業に従事させられない（9条）

・ 人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護される（10条）

などが保障されています。大変重要な権利であることは間違いありませんが、代表的な人権である自由権（言論の自由、信教の自由、財産権、人身の自由など）はここには登場していません。



今回は、大人とは違う道をたどる「子どもの権利」概念の展開を見ていきます。（話がくどすぎるぞ、と思っている人！ 私にも自覚はあります。でもそうせざるを得ないんです、すみません。）

（1）人権主体としての子どもの「弱さ」——「保護」と「自律」の相剋^{そうこく}

第二次大戦後、一般論としては子どもを人権の主体と見るようになりました。戦後の代表的な憲法学者は、

「人権の主体としての人間たるの資格がその年齢に無関係であるべきことは、いうまでもない」

と述べていますが、それに続いて、

「しかし、人権の性質によっては、一応その社会の成員として成熟した人間を主として眼中に置き、それに至らない人間に対しては、多かれ少なかれ特例をみとめることが、ことの性質上、是認される場合もある」¹

と注釈をつけています。1980年代以降、いじめや体罰、信仰を理由とする学校での不利益処分、輸血拒否など、子どもの人権をめぐる問題に対して憲法の視点から取り組むことが求められるようになりました。しかし、これらの問題に大人とまったく同様の形で対応して適正な解決に結びつくことができるのでしょうか。

ある法学者がこう言っています。

「『子どもは憲法上の人権の主体である』というだけでは、必ずしも問題の解決にならない。…年齢と局面に応じて絶えず変化する〈保護〉と〈人権〉のかみあいが、個別具体的な争点に即して考量されざるを得ない」²と。

このような見方の背景には、

「子どもが成長・成熟のために最も必要としているのは〈関係〉であって、権利の名の下で孤立化された利益ではない。〈権利〉は〈関係〉を保障しないのである。〈権利〉の文字通りの貫徹が予期せぬパラドックスを生み出す理由はここにある」³

という、「関係のなかの子ども」観があります。もちろん権利は絶対に必要なものですが、法学者としてそれだけでは語れないことを認めざるを得ません。



¹ 宮沢俊義『憲法Ⅱ〔新版〕』246頁（有斐閣，1971年）。

² 森田明「こどもの保護と人権」ジュリスト増刊総合特集『子どもの人権』20頁（1986年）。

³ 森田明「子どもの『権利』」公法研究 61号 95頁（1999年）。



子どもも人権の主体だというのが当然とされるようになった後も、子どもの「人権（自律）」よりも「保護」を重視し、現在にいたるまで、子どもの自由制限を当然視する見方が主流であるように思います。その背景に、（大人と比べて）子どもがある種の「弱さ」を抱えているという否定しようのない事実があります⁴。子どもは、自らの生を全うするために家族や他者・社会との緊密な関わり合い（場合によっては依存）を必要とするという意味で、〈社会関係上の弱さ〉を持ちます。また、小児は意思決定能力が十分でなく、独力で行動することが難しい〈主体としての弱さ〉も持っています。一般に、このような「弱さ」を持つ子どもは大人よりも「保護」の必要性が強いことは認めなければならないでしょう⁵。

表現の自由・自己決定権など自由権については、基本的には子どもの自律的選択に委ねられるべきでしょうが、それが制限される場合も想定しなければなりません。まず、大人と同様に他人の権利を害する場合には当然制約されます（加害原理）。次に、ある行為が長期的にみて子ども自身の目的達成のための能力を重大かつ永続的に弱化させる見込みのある場合には、介入が正当化される（限定されたパターンリスチックな制約）という有力な見解があります⁶。〈社会関係上の弱さ〉と〈主体としての弱さ〉を併せ持つ子どもの場合、親の教育権との関係で思想・良心・宗教の自由が制約されたり、子どもの未成熟性を考慮して、表現の自由、医療に関する自己決定権などに制限が加えられることは、子ども本人を守るために必要な場合があることは十分考えられます。

だからといって、子どもの自由権の制約を当たり前とするわけにはいきません。アメリカの憲法学者が、子どもなど意思決定能力が限られている人に自由権を保障することの重要性を述べています⁷。

第 1 に、人間の尊厳という理念からは、子どもなどに対しても完全な意思決定能力を持つ人々と同じく配慮と尊重が与えられなければならないから、自由が保障される人の範囲を可能な限り拡大すべきだ。だから、成熟した判断能力を持つ子どもには大人と同等の自由を保障すべきだといいます。

⁴ 横藤田誠「不利な立場の人々の人権」後藤玲子編『福祉＋α 9 正義』51-54 頁（ミネルヴァ書房、2016 年）。「弱い」という言葉はできれば使いたくはないのですが、社会や周囲の一定の配慮が必要、という意味で理解してもらえればと思います。

⁵ 憲法に特に子どもに焦点を当てた権利がある（教育を受ける権利〔26 条〕、児童酷使の禁止〔27 条 3 項〕）のは、このことの現れだと思います。

⁶ 佐藤幸治『日本国憲法論〔第 2 版〕』154-157 頁（成文堂、2020 年）。

⁷ John H. Garvey, *Freedom and Choice in Constitutional Law*, 94 Harvard Law Review 1756 (1981)

第 2 に、自由を行使する能力を身につけるためには自由を行使する経験が必要とされる。例えば自己決定権を適正に行使できる成熟した大人になるためには（一定の制約は許されるとしても）子どもに自己決定を認めるべきである。

第 3 に、本人の選択に任せることができない場合でも、ただちに政府の介入が認められるわけではなく、まずは本人と密接な関係のある代理人（例えば親）の判断に委ねられる、といっています。

（2）児童の権利条約

〈子どもの人権〉概念の発展を象徴するのが、1989 年に国連総会で採択され、翌年発効した児童の権利条約（子どもの権利条約）です。もちろん、人権を保障してきたのは各国の憲法ですが、子ども特有の性格・事情を踏まえて定められた権利条約は、子どもの権利にとって非常に重要です。この条約が保障する権利の内容はきわめて豊かですが、あえて分ければ次のようになります。

① まず、一般原則として。

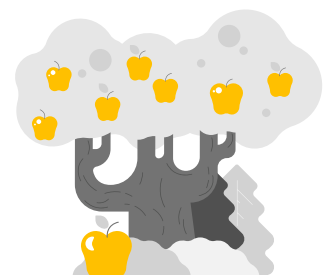
- ・差別の禁止（2 条）
- ・子どもの最善の利益の保障（3 条）
- ・生命・生存・発達の権利（6 条）
- ・子どもの意見表明権（12 条）

があります。権利条約の最大のポイントは、意見表明権を明記したことです。「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」。それまで軽視されてきた子どもの「自律」を重視する権利条約の象徴的な規定だといえますが、「年齢及び成熟度に従って相応に考慮」という限定がついていて、「保護」の要請にも目配りしています。この規定が、「自己決定」ではなく「意見表明」、「意見を形成する能力のある児童」、「年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」等の言葉を用いていることから、意見表明権の主体は判断能力のある子どもに限定されないと理解されています。

② 次が、大人と同様に子どもにも保障される権利で選択を内容とするものです。

- ・表現の自由（13 条）
- ・思想・良心・宗教の自由（14 条）
- ・結社・集会の自由（15 条）

などがあります。



憲法が従来大人に保障してきた代表的な権利が子どもにも保障されると明記したもので、「自律」の重視という権利条約の性格を劇的に示すものです。しかし、他者の権利・自由、公共の安全・秩序・健康・道徳といった、大人の場合でも権利制約の理由となりうる事項に加えて、思想・良心・宗教の自由については、親の養教育権を考慮して、「父母…が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務」に言及しています。子どもを保護するために、（政府ではなく）親が一定の権利と義務を持っているというわけです。最近話題となっている「宗教二世」の実態を見ると、（権利の側面よりも）親の「義務」のあり方の重要性を痛感します。

③次が、大人と同様に子どもにも保障される権利で選択を内容としないものです。

- ・プライバシー・名誉の保護（16条）
- ・健康・医療への権利（24条）
- ・社会保障への権利（26条）
- ・人身の自由（37条）
- ・非行少年に対する手続的保障（40条）

などが含まれます。

これらの権利は選択を内容としないので、権利行使に判断能力が不可欠でないため、原則として大人と同等に保障されます。ただ、18歳未満の者への死刑・終身刑禁止（37条a後段）、成人との分離（37条c後段）、年齢を考慮した特別の扱い（40条3項）など、「保護」の要素も組み込まれています。

④最後が、子どもを特に保護する権利で、次のように多くの権利を含んでいます。

- ・登録・氏名・国籍等に関する権利（7,8条）
- ・監護下の虐待・搾取等からの保護（19条）
- ・教育への権利（28条）
- ・少数民族に属する児童の文化・宗教・言語についての権利（30条）
- ・遊びへの参加権（31条）
- ・有害労働から保護される権利（32条）
- ・麻薬・性的搾取・虐待等からの保護（33～36条）など。

児童の権利条約が、子どもの人権を守るために、人類の長年にわたる試行錯誤の歴史を踏まえて、「自律」の重要性を強調する一方で、子ども特有の事情を考慮して「保護」の要素をも含んで制定されたものであることがご理解いただけたでしょうか。

次の図はこの条約が保障する権利を分類したものです。毎日のニュースを見るたびに、一つ一つの権利が子どもにとってどれだけ大事なもののか、これらの権利を侵されている子どもがどれだけいるのか、私達にできることが何なのか、深く重く考えざるを得ません。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

今回は、以上のように発展してきた子どもの権利が、日本でどのように受け止められ、どの程度実現しているのかを、見てみようと思います。右往左往してきたこの連載もいよいよゴールに近づいてきました。ご期待ください！



2024年度

ワークショップ参加の子どもたち・おとなの声



げきが たのしかったよ。

げきまで してくれて
ありがとう。たのしく
いっぱい まなぶことが
できたよ。



誰にでもいろいろな権利が
あることが分かって、いやなこと
は「いやだ」って言おうと思
いました。自分の権利は誰にも
奪われちゃだめだから、自分
にできる権利を守る方法をし
ようと思います。

自分の味方はたくさん
いることを知りました。
一人でなやむのではなく、
みんなで考えて自分が
安心できる人に相談し
たいです。

私が困っている時、友
だちはいつも助けてくれ
ました。私も友達が困っ
ている時、助けてあげた
いです。

よく兄弟げんかをしているので、兄弟の権利を大切にしたいなと思いました。ぼう
 力で解決せずに口でかい決
 したらいいと思いました。

世界中の一人ひとり権利
 を持っていることを知った。
 いやなことがあったら、家族
 や友だちにそうだんしたら
 いいと分かった。暴力はぜっ
 たいにダメと思った。



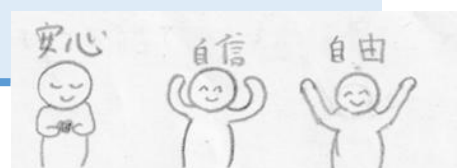
伝えることが難しい話題を、怖くないよう理解しやすいよう配慮されており、
 分かりやすかったです。性被害の話では、子どもの頃に嫌な思いをしたことがあ
 り、先生と子ども役の方が話されている時は涙がでそうになりました。(おとな)

子どもは何故暴力に合いやすいのか？というところでは「孤立している」とい
 う理由はハッとしました。子どもたちを孤立させないことは大事だとおっしゃ
 っていたことに納得が이었습니다。また、暴力から抜け出すことにも権利意識、自
 己肯定感は大変であり、保育現場また家庭でも育てていきたい点であると思いま
 した。(おとな)

今年も、もみじライオンズクラブより子どもワークショップのためにご支援い
 ただきました。ありがとうございました。

また、広島市社会福祉協議会の「やさしさ発見プログラム」の一つとして採用
 いただいており、このプログラムを活用しておとなワークショップを開催され
 た団体もありました。

ご支援くださった多くの方々、そしてお世話くださった関係者の皆様、ありが
 とうございました。





会員からコンニチハ CAP はライフワーク

中林仁恵



私が CAP を知ったのは、テレビで森田ゆりさんが話をされていたのを、偶然見たことがきっかけでした。

以前から、女性が社会でも家庭でも、男性より低い立場に置かれていることがなぜなのか疑問を持っていました。テレビから聞こえてきた「こどもに権利がある」という森田さんの言葉は、私にはとても新鮮でした。

友達にその話をしたところ、なんとその友達が CAP スペシャリストだったのです。養成講座が広島で開催されることを聞き、受講。スペシャリストとなりました。長男が小学校1年生、次男が幼稚園生のころでした。

CAP ひろしまだより（過去の会報はホームページで見ることができます）に掲載されている“スマイルエピソード”や“参加者の感想”を、読んでください。ワークに参加してくださった方の感想は、わたしのエネルギーになります。

実際ワークでこどもたちから「誰にも言ったことないけど、実はね・・・」と、話をされたこともあります。保護者の方からは、「安心、自信、自由の権利がこどもにもあることを、自分がこどものころに知りたかった。」と泣きながら話されたこともあります。

参加してくださった方の声をエネルギーにして、約30年近くCAPの活動を続けてきました。私も還暦を超え、親の介護が忙しくなってきました。今後も、仕事をしながら趣味も楽しみ、CAPの活動も続けるつもりです。ひとりでも多くのこどもたちと保護者の方、こどもをはぐくみ助けてくれる地域の方に届けるため、マイペースで活動するつもりです。

一緒に活動しているメンバー、ご支援くださる方に感謝します。いつもありがとうございます。みなさんがいてくださるので、頑張れます。

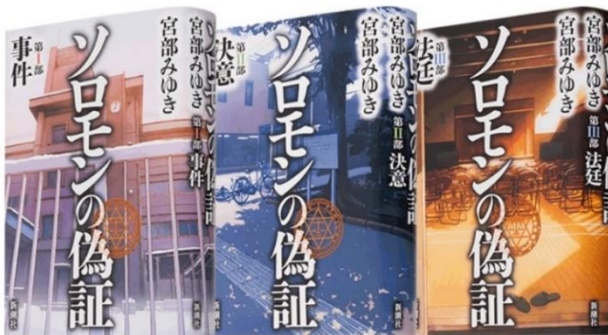


ほっと一息のコーナー ～沖野さんちの本棚～

「ソロモンの偽証」

新潮社

宮部みゆき 著



文武両道で優等生の学級委員である主人公、藤野涼子が通う中学校。クリスマスイブの夜、一人の男子生徒が校舎の屋上から墜落死する。

自殺か？他殺か？警察が関与し狼狽する教職員、生徒たち、札付きの不良、家族、地域住民、報道関係者。そ

して無関係にもかかわらず偶然に介入して事態をこじらせる人物。

さまざまな人間関係が複雑に絡み合い收拾がつかなくなりそうな時、中学生たちは真実を追求するため学校内裁判を開く。被告人は札付きの不良。判事、検事、弁護士、陪審員、そして廷吏まで揃える。もちろんおとなの力を借りる部分もあるが、保護者、教職員、そして報道関係者とも対等にたたかきに渡り合う。

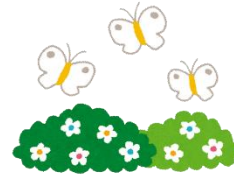
綿密なプロットに定評のある宮部みゆきの真骨頂、非常に読み応えのある作品です。

実は今号の「ほっと一息」は別の作品を予定していて、原稿も出来上がっていたのです。しかし、横藤田先生の連載の原稿を拝見し、「自由を行使する能力を身につけるためには、自由を行使する経験が必要とされる」の部分に激しく共感し、同時にこの作品が頭に浮かんだのです。そこで急きょ変更しました。

前代未聞の学校内裁判をやりとげ、その経験によって計り知れない成長をした中学生たち。これはジャンルでいえばサスペンスであるのは間違いないのですが、子どもの、そしておとなの成長物語なのです。「子ども」は大きな可能性を秘めているのです。

2024年度 10 月～3 月 ワークショップ実績

- 9月 広島修道院(施設職員・子ども・就学前)
- 12月 古田台小学校(子ども)
- 1月 船越小学校(子ども)※
美鈴が丘小学校(子ども)※
己斐小学校(子ども)※
- 2月 大芝小学校(子ども)※
- 3月 光の園 摂理の家(施設職員)
※広島もみじライオンズクラブ助成



事 務 所 だ よ り

- ★広島もみじライオンズクラブ助成事業 CAP 子どもワークショップ提供！
2025 年 1 月～2 月 広島市内公立小学校4校 11 クラスに提供することができました。
広島もみじライオンズクラブの皆様、ありがとうございました。
- ★イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンへのご協力ありがとうございます！
2024 年度(2024.3～2025.2)贈呈金額は 40,000 円です。事務用品等と交換させていただきます。2025 年度も登録団体に決定されました。ご協力をお願いいたします。
※毎月 11 日(イオン・デー)に、黄色いレシートを登録団体の BOX に投函することができます。当会はイオンスタイル府中店に登録しています。
- ★広島県共同募金会令和 6 年度社会課題解決プロジェクト募金へのご協力ありがとうございます。
目標額達成までもう一息！3/31(月)16:00 まで振込可能です。
応援する人を増やすためにも募金活動にご協力ください。よろしくお願いいたします。



3/7 現在	
募金件数	65 件
募金総額	264,265 円
目標額	300,000 円

総会日程のご案内

通常総会:2025 年 6 月 7 日(土)13:00～16:00(予定)
場所は調整中です。ご予定くださいますようお願いいたします！



・久しぶりに参加した子どもワーク。ファシリテーターの問いかけに、目をキラキラさせて答える子どもたちの姿は、私が CAP メンバーになった20数年前と同じです。この20数年間で、子どもの権利の保障はどれだけ進んだのでしょうか。子どもが安心して育つ社会を作ることはおとなの責任、自分の力不足を感じながらもこれからもあきらめずに…！(か)